

○	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）	1
○	（第一条関係）	
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第二条関係）	2
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第三条関係）	4
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）（第四条関係）	40
○	地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）（抄）（第五条関係）	42
○	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）（第六条関係）	43
○	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）（第七条関係）	67
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第八条関係）	68

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案			別表（第九条関係）		
（略）	二十三の六 都道府 県知事	（略）	（略）	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）による家畜人工授精師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	（略）
現行			別表（第九条関係）		
（略）	（新設）	（略）	（略）	（新設）	（略）

改正案	現行												
第十六条（略） ②・③（略） ④ 当該普通地方公共団体の長の署名（総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）、施行期日の特例その他条例の公布に<u>関し必要な事項は、</u>条例でこれを定めなければならない。 ⑤（略） 別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）	第十六条（略） ②・③（略） ④ 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に<u>関し必要な事項は、</u>条例でこれを定めなければならない。 ⑤（略） 別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）												
<table border="1"> <tr> <td>法律</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>事</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>務</td><td>（略）</td></tr> </table> 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号） 第十五条第四項及び第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第十五条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務	法律	（略）	事	（略）	務	（略）	<table border="1"> <tr> <td>法律</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>事</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>務</td><td>（略）</td></tr> </table> 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号） 第十五条第四項、<u>第十六条及び第七十七条の六十</u>三の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第十五条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務	法律	（略）	事	（略）	務	（略）
法律	（略）												
事	（略）												
務	（略）												
法律	（略）												
事	（略）												
務	（略）												

(略)	(略)
(略)	(略)

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）			別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十、第三十条の四十四、第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三関係）		
提供を受ける国の機関又は法人	（略）	二十四 総務省	提供を受ける国の機関又は法人	（略）	二十四 総務省
事 務	（略）	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第五項、 <u>第十六条第一項若しくは第三項若しくは第十七条第二項の届出、同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第七十三条の二第一項から第三項までの届出、同法第一百七十七条第一項の認定又は同法第二百二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</u>	事 務	（略）	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）による同法第九条の登録、同法第十三条第五項の届出、 <u>同法第四十六条第三項（同法第七十二条第二項において準用する場合を含む。）の交付、同法第一百七十七条第一項の認定又は同法第二百二十二条第五項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</u>

三十の四 法務省		三十の三 法務省	三十の二 法務省	(略)
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五	であつて総務省令で定めるもの	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）による同法第二十五条第一項若しくは第三十六条第一項（同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）の調査、同法第三十八条第一項の申出、同法第三章の保護観察の実施、同法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施、同条第三項の調査、同法第八十三条若しくは第八十三条の二第一項の生活環境の調整の実施、同法第八十五条の更生緊急保護の実施、同法第八十八条の措置又は同法第八十八条の二若しくは第八十八条の三の援助に関する事務であつて総務省令で定めるもの	恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）による恩赦に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)

(新設)		(新設)	(新設)	(略)
(新設)		(新設)	(新設)	(略)

	三十一 法務省
年法律第百十号) による同法第三十八条(同法第五十三条、第五十八条及び第六十三条において準用する場合を含む。)の調査又は同法第百六条の精神保健観察の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)による同法第十四条第一項の地図若しくは同条第四項の地図に準ずる図面の備付け、同法第二十九条第一項の調査、不動産の表題登記(同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。)、表題部所有者(同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。)の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記、同法第七十六条の三第三項の登記、同法第七十六条の四の符号の表示、登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、同法第三十一条第一項の申請又は同法第三百三十三条第一項、第三百三十六條第一項、第四百四十条第一項若しくは第四百四十

	三十一 法務省
	不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)による同法第十四条第一項の地図の作成、同法第二十九条第一項の調査、不動産の表題登記(同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。)、表題部所有者(同条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この欄において同じ。)の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、表題部所有者についての更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記、同法第七十六条の三第三項の登記、同法第七十六条の四の符号の表示、登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記、同法第三百三十一条第一項の申請又は同法第三百三十三条第一項、第三百三十六條第一項、第四百四十条第一項若しくは第四百四十条第一項の通知に関する事務であつて総

	(略)	三十九の二 法務省	(略)	四十四の二 国税庁	四十四条第一項の通知に関する事務であつて総務省令で定めるもの (略) 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）による遺言書の保管又は情報の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの (略) 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この欄及び四十五の項において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--	-----	--------------	-----	--------------	---

	(略)	(新設)	(略)	四十四の二 国税庁	務省令で定めるもの (略) (新設) 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）その他の国税（同法第二条第一号に規定する国税をいう。以下この欄において同じ。）に関する法律による国税の納付義務の確定、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（同条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--	-----	------	-----	--------------	--

(略)	(略)	四十五 財務省	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）による同法第二十四条第二項の許可又は同法、国税通則法その他の国税に関する法律若しくは地方税法による関税、国税若しくは貨物割の徴収若しくは調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるものの
四十五の二 財務省	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）による同法第六条第三項の規定により国税徴収の例によるものとされるとん税の徴収又は特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）による同法第六条の規定において準用する同項の規定により国税徴収の例によるものとされる特別とん税の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	(略)
八十 農林水産省又は経済産業省	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）による同法第九条の許可、同法第十	(略)	(略)

(略)	(略)	四十五 財務省	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）による同法第二十四条第二項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(新設)	(新設)	(略)	(略)
八十 農林水産省又は経済産業省	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）による同法第九条の許可、同法第十	(略)	(略)

九条第一項の届出、同法第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、同法第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、第三百三十二条第一項若しくは第四百四十五条第一項の認可、同法第六十七条の許可、同法第一百七十一条の届出、同法第九十条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第九十五条第一項の届出、同法第二百条第一項（同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の登録、同法第二百条第七項（同法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の更新、同法第二百二十五条第一項若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法第二百四十条の二第一項の登録、同条第二項の更新、同法第二百四十条の六第一項の届出、同法第二百四十五条若しくは第二百七十九条第一項の認可、同法第二百八十三条第三項の

九条第一項の届出、同法第七十八条の許可、同法第八十五条第一項の届出、同法第九十六条の十九第一項の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項、第三百三十二条第一項若しくは第四百四十五条第一項の認可、同法第六十七条の許可、同法第一百七十一条の届出、同法第九十条第一項の許可、同法第九十五条第一項の届出、同法第二百条第一項の登録、同条第七項の更新、同法第二百二十五条第一項若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法第二百四十条の二第一項の登録、同法第二百四十五条若しくは第二百七十九条第一項の認可、同法第二百八十三条第三項の届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法第三百三十五条第二項（同法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の届出又は同法第三百四十二条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定め

百一の四 独立行政 法人都市再生機構	百一の三 地方住宅 供給公社	百一の二 国土交通 省、独立行政法人 都市再生機構又は 地方住宅供給公社	(略)	
流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	届出、同法第三百三十二条第一項の許可、同法第三百三十五条第二項（同法第三百四十五条において準用する場合を含む。）の届出、同法第三百四十二条第一項の許可又は同法第三百四十九条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(新設)	(新設)	(新設)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	るもの

百一の五 独立行政 法人都市再生機構 又は地方住宅供給 公社	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号） による市街地再開発事業の施行に関する事 務であつて総務省令で定めるもの
百一の六 独立行政 法人都市再生機構 又は地方住宅供給 公社	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の 促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第 六十七号）による住宅街区整備事業の施行に 関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一の七 独立行政 法人都市再生機構 又は地方住宅供給 公社	密集市街地における防災街区の整備の促進に 関する法律（平成九年法律第四十九号）によ る防災街区整備事業の施行に関する事務であ つて総務省令で定めるもの
百一の八・百一の九 （略）	（略）
百一の十 国土交通 省	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）に よる同法第七十五条第一項の命令又は同法第 七十七条第一項の指示に関する事務であつて 総務省令で定めるもの

	(略)	百八 国土交通省		(略)
百十二の二 国土交通省	(略)	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による同法第三十八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第八項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	の	(略)
	(略)	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による同法第十二条の第二項の建築物調査員資格者証若しくは同法第十二条の三第三項の建築設備等検査員資格者証の交付、同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十一（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の登録、同法第七十七条の六十二（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十七条の六十六第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの		(略)

	(略)	百八 国土交通省		(略)
(新設)	(略)	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）による同法第十二条の第二項の建築物調査員資格者証若しくは同法第十二条の三第三項の建築設備等検査員資格者証の交付、同法第七十七条の五十八第一項若しくは第七十七条の六十（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の登録、同法第七十七条の六十一（同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の届出又は同法第七十七条の六十六第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの		(略)
(新設)	(略)			(略)

百十三 国土交通省	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十五条第一項の技能検定の実施、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条第一項の変更記録、同法第七十一条第四項の交付、同法第七十八条第一項の認証、同法第九十三条の認証の取消し又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十四 国土交通省	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）による同法第七十二条第一項第一号若しくは第二号の損害の填補、同項第三号の補償又は同法第七十六条第三項の返還の請求に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）
百十七の三 国土交通省	船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十三号）による同法第五十五条第一項の許可、同法第六十条第二項の更新又は同法第六十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百十三 国土交通省	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十五条第一項の技能検定の実施、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条第一項の変更記録、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十四 国土交通省	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）による同法第七十二条第一項第一号又は第二号の損害の填補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）
（新設）	（新設）

百十七の四 (略)	(略)
百十八の三 国土交通省	海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）による同法第二十九条の通告、同法第五章の審判、同法第四十九条若しくは第五十条の取上げ又は同条の還付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第二（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係）

(略)	提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関
(略)	事務

(略)	(新設)	(略)	百十七の三 (略)
(略)	(新設)	(略)	(略)

別表第二(第三十条の十、第三十条の四十四の三関係)

(略)	提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関
(略)	事務

一の十 市町村長	地方自治法による同法第二百三十一条の第三項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	一の十一 (略)	(略)	(略)	四の三 指定都市の長	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務のうち、同法第四十条の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	(略)
-------------	---	-------------	-----	-----	---------------	---	-----	-----

(新設)		一の十 (略)	(略)	(新設)		(略)	(略)	(略)
(新設)		(略)	(略)	(新設)		(略)	(略)	(略)

五の六 指定都市若しくは中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。）又は児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の長	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九条の三第一項の指定医の指定、同法第十九条の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
--	--

五の六 指定都市若しくは中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。）又は児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の長	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
--	---

(略)	五の二十九 市長又は福祉事務所を管理する町村長
(略)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この項、別表第三の七の十七の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十の四において「平成十九年改正法」という。）による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号。以下この項、別表第三の七の十七の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十の四において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等

(略)	五の二十九 市長又は福祉事務所を管理する町村長
(略)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による同法第十四条第一項若しくは第三項の支援給付若しくは同法第十五条第一項の配偶者支援金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号。以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十の四において「平成十九年改正法」という。）による平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号。以下この項、別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項及び別表第五第十の四において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等

(略)	五の三十八 農業委員会	(略)	
(略)	農地法による同法第七條第三項ただし書の探索、同法第三十二條第一項若しくは第三十三條第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二條の二第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四條第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二條第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四條第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二條第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三條第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(略)	五の三十八 農業委員会	(略)	
(略)	農地法による同法第三十二條第一項若しくは第三十三條第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二條の二第一項の農地台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四條第一項の支援給付の支給、平成二十五年改正法附則第二條第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四條第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二條第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三條第一項の配偶者支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の二 保健所を設 置する市又は特別 区の長	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）による同法第四十二條第一項の登録、同條第二項の更新、同法第四十六條第一項の届出、同法第五十三條第一項の登録、同條第二項の更新、同法第五十七條第一項の届出、同法第六十條第一項の許可、同條第二項の更新、同法第六十三條第一項の届出、同法第六十七條第一項の許可、同條第二項の更新、同法第七十條第一項の許可又は同法第七十一條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	六の三・六の四 (略)	(略)	七の三 市町村長	七の四 市町村長
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整	の	土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	(略)	(略)

(新設)	(新設)	六の二・六の三 (略)	(略)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(略)	(略)	(新設)	(新設)

七の十 市町村長	七の十一 市町村長	七の十二 河川法第九條第五項の一級河川を管理する指定都市の長若しくは同法第十條第二項の二級河川を管理する指定都市の長又は同法第百條第一項の準用河川を管理する市町村長
する事務であつて総務省令で定めるもの	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
		河川法による同法第七十五條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の命令又は同法第七十七條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

			(新設)
			(新設)

(略)	九の三 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六十四条の政令で定める市(特別区を含む。以下この項及び別表第四の八の三の項において同じ。)の長	(略)	土壤汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務のうち、同法第六十四条の規定により同条の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)
-----	---	-----	---	-----

別表第三(第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係)

提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
--	----

(略)	(新設)	(略)	(新設)	(略)
-----	------	-----	------	-----

別表第三(第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係)

提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
--	----

(略)	四の二 都道府県知 事	(略)	地方自治法による同法第二百三十一条の三第 一項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項 の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督 促若しくは強制執行又は同法に基づく条例に よる歳入（地方税を除く。）の徴収に関する 事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	(略)
(略)	四の三・四の四 (略)	(略)	(略)	(略)	五の十 都道府県知 事 難病の患者に対する医療等に関する法律によ る同法第五条第一項の特定医療費の支給、同 法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二 十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の 実施に関する事務であつて総務省令で定める もの

(略)	(新設)	(略)	(略)	(略)	五の十 都道府県知 事 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 成二十六年法律第五十号）による同法第五条 第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一 項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項 の指定難病要支援者証明事業の実施に関する 事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

七の十 都道府県知 事	七の十一 都道府県知 事	七の十二 都道府県知 事	七の十三 都道府県知 事	七の十四 都道府県知 事	七の十五 都道府県知 事
社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四 十八条の三第一項の登録、同法附則第十一条 第一項の交付又は同条第二項の登録に関する 事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律 (令和三年法律第三十四号)による同法第三 条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法 第九条第二項の届出又は同法第十条第一項か ら第三項までの認可に関する事務であつて総 務省令で定めるもの	(略)	家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九 号)による同法第十六条第一項の免許又は同 法第二十四条の許可に関する事務であつて総 務省令で定めるもの	(略)

(新設)	七の十六 都道府県知 事	(新設)	(略)	(新設)	(略)
(新設)	(略)	(新設)	(略)	(新設)	(略)

九の二 都道府県知 事	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）
十一の一 都道府県 知事	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）による同法第三十二条の登録又は同法第三十二条の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一の三 都道府県 知事	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）による同法第三条の登録又は同法第九条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一の四 都道府県 知事	使用済自動車の再資源化等に関する法律による同法第四十二条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第四十六条第一項の届出、同法第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新

（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）	（略）	（新設）

二十二の五 都道府 県知事	二十二の四 都県知 事	二十二の三 都道府 県知事	(略)	
新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発 事業の施行に関する事務であつて総務省令で 定めるもの	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整 備に関する法律による工業団地造成事業の施 行に関する事務であつて総務省令で定めるも の	土地区画整理法による土地区画整理事業の施 行に関する事務であつて総務省令で定めるも の	(略)	、同法第五十七条第一項の届出、同法第六十 条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第 六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一 項の許可、同条第二項の更新、同法第七十条 第一項の許可又は同法第七十一条第一項の届 出に関する事務であつて総務省令で定めるも の

(新設)	(新設)	(新設)	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)	(略)	

府県知事	二十二の六	府県知事	二十二の七	府県知事	二十二の八	府県知事	二十二の九	府県知事	二十二の十	府県知事	二十二の十一	府県知事
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの							

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

二十六の二 都道府	(略)	(削る)	二十四・二十五 (略)	(略)	二十二の十二 河川 法第九条第二項の 一級河川を管理す る都道府県知事又 は同法第十条第一 項の二級河川を管 理する都道府県知 事	関する事務であつて総務省令で定めるもの
土壌汚染対策法による同法第三条第三項の通	(略)	(削る)	(略)	(略)	河川法による同法第七十五条第一項の命令又は同法第七十七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

(新設)	(略)	二十五 都道府県知 事	二十三の三・二十四 (略)	(略)	(新設)	
(新設)	(略)	建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	(略)	(新設)	

県知事	知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第四（第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係）

提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	(略)	一の十 市町村長
事務	(略)	地方自治法による同法第二百三十一条の第三項の督促、同条第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除く。）の徴収に関する

(略)	(略)
-----	-----

別表第四（第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係）

提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	(略)	(新設)
事務	(略)	(新設)

				事務であつて総務省令で定めるもの
一の十一・一の十二	(略)		(略)	
(略)	(略)		(略)	
三の三 指定都市の長		難病の患者に対する医療等に関する法律による同法第五条第一項の特定医療費の支給、同法第六条第一項の指定医の指定又は同法第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務のうち、同法四十条の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの		
四の六 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	(略)	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十一条第一項第二号ハの児童及びその家庭についての調査及び判定、同法第十九条の二		

四の三十八 農業委員 会	(略)	
農地法による同法第七條第三項ただし書の探索、同法第三十二條第一項若しくは第三十三條第一項の利用意向調査の実施又は同法第五	(略)	第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第十九條の三第一項の指定医の指定、同法第十九條の二十二第四項の小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四條の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三條の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六條第一項の負担能力の認定若しくは同法第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九條の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三十八 農業委員 会	(略)	
農地法による同法第三十二條第一項若しくは第三十三條第一項の利用意向調査の実施又は同法第五十二條の二第一項の農地台帳の作成	(略)	第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四條の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四條の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四條の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四條の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十三條の六第一項の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六條第一項の負担能力の認定若しくは同法第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九條の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

六の三 市町村長	(略)	五の三・五の四 (略)	五の二 保健所を設 置する市又は特別 区の長	(略)	
土地区画整理法による土地区画整理事業の施	(略)	(略)	の 使用済自動車の再資源化等に関する法律によ る同法第四十二条第一項の登録、同条第二項 の更新、同法第四十六条第一項の届出、同法 第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新 、同法第五十七条第一項の届出、同法第六十 条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第 六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一 項の許可、同条第二項の更新、同法第七十条 第一項の許可又は同法第七十一条第一項の届 出に関する事務であつて総務省令で定めるも の	(略)	十二条の二第一項の農地台帳の作成に関する 事務であつて総務省令で定めるもの

(新設)	(略)	五の二・五の三 (略)	(新設)	(略)	
(新設)	(略)	(略)	(新設)	(略)	に関する事務であつて総務省令で定めるもの

	六の四 市町村長	六の五 市町村長	六の六 市町村長	六の七 市町村長	六の八 市町村長
行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

六の九 市町村長	新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の十 市町村長	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の十一 市町村長	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の十二 河川法第九條第五項の一級河川を管理する指定都市の長若しくは同法第十條第二項の二級河川を管理する指定都市の長又は同法第百條第一項の準用河川	河川法による同法第七十五條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の命令又は同法第七十七條第一項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

を管理する市町村 長	
(略)	(略)
八の三 土壌汚染対 策法第六十四条の 政令で定める市の 長	土壌汚染対策法による同法第三条第三項の通 知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項 の命令又は同法第七条第一項の指示に関する 事務のうち、同法第六十四条の規定により同 条の政令で定める市の長が行うこととされた ものの実施に関する事務であつて総務省令で 定めるもの
(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

一～四 （略）

四の二 地方自治法による同法第二百三十一条の三第一項の督促、同条
第二項の徴収、同条第三項の処分若しくは同法第二百四十条第二項の
督促若しくは強制執行又は同法に基づく条例による歳入（地方税を除
く。）の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

四の三・四の四 （略）

(略)	(略)
(新設)	(新設)
(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

一～四 （略）

（新設）

四の二・四の三 （略）

五〇九の五 (略)	
九の六 社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十八条の三第一項の登録、同法附則第十一条第一項の交付又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
九の七〇九の九 (略)	
十〇十の十二 (略)	
十の十三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による同法第三条第一項若しくは第四条第一項の認定、同法第九条第二項の届出又は同法第十条第一項から第三項までの認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十一 (略)	
十一の二 家畜改良増殖法による同法第十六条第一項の免許又は同法第二十四条の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十二・十三 (略)	
十三の二 遊漁船業の適正化に関する法律による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十四・十五 (略)	
十五の二 採石法による同法第三十二条の登録又は同法第三十二条の七第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十五の三 砂利採取法による同法第三条の登録又は同法第九条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十五の四 使用済自動車の再資源化等に関する法律による同法第四十二	

五〇九の五 (略)	
(新設)	
九の六〇九の八 (略)	
十〇十の十二 (略)	
(新設)	
十一 (略)	
(新設)	
十二・十三 (略)	
(新設)	
十四・十五 (略)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第四十六条第一項の届出、 同法第五十三条第一項の登録、同条第二項の更新、同法第五十七条第 一項の届出、同法第六十条第一項の許可、同条第二項の更新、同法第 六十三条第一項の届出、同法第六十七条第一項の許可、同条第二項の 更新、同法第七十条第一項の許可又は同法第七十一条第一項の届出に 関する事務であつて総務省令で定めるもの 十六〽二十七の二（略） 二十七の三 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に関する事 務であつて総務省令で定めるもの 二十七の四 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法 律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定 めるもの 二十七の五 新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に 関する事務であつて総務省令で定めるもの 二十七の六 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に 関する法律による工業団地造成事業の施行に関する事務であつて総務 省令で定めるもの 二十七の七 流通業務市街地の整備に関する法律による流通業務団地造 成事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの 二十七の八 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に関する事務 であつて総務省令で定めるもの 二十七の九 新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業の施行に関す る事務であつて総務省令で定めるもの	
---	--

十六〽二十七の二（略）
 （新設）
 （新設）
 （新設）
 （新設）
 （新設）
 （新設）
 （新設）
 （新設）

二十七の十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十七の十一 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十七の十二 河川法による同法第七十五条第一項の命令又は同法第七十七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの	二十八・二十八の二 (略) 二十九・三十 (略) (削る)	三十一 (略) 三十一の二 土壤汚染対策法による同法第三条第三項の通知、同法第四条第三項若しくは第五条第一項の命令又は同法第七条第一項の指示に関する事務であつて総務省令で定めるもの 三十二～三十四 (略)	別表第六（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）		提供を受ける都道府県知事以外の都道府県 の執行機関 事 務
--	---	--	--	---	-----------------------------------	--	---

(新設)	(新設)	(新設)	二十八・二十八の二 (略) 二十八の三・二十九 (略)	三十 建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの	三十一 (略) (新設) 三十二～三十四 (略)	別表第六（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）		提供を受ける都道府県知事以外の都道府県 の執行機関 事 務
-------------	-------------	-------------	---	---	---	-----------------------------------	--	---

(略)	一の二 監査委員	(略)
(略)	地方自治法による同法第二百四十二条第一項 の措置の請求に関する事務であつて総務省令 で定めるもの	(略)

(略)	(新設)	(略)
(略)	(新設)	(略)

改正案	現行
（業務の範囲） 第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。 一 （略） 二 大学又は大学及び高等専門学校（以下この号において「大学等」という。）の設置及び管理を行うこと並びに次に掲げる出資又は援助を行うこと。 イ 当該大学等を設置する地方独立行政法人から委託を受けて、当該地方独立行政法人が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。）の管理及び当該施設、設備又は知的基盤の他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対して行う出資 ロ 当該大学等における研究の成果を活用する事業（当該大学等における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を除く。）であつて政令で定めるものを実施する者に対して行う出資	（業務の範囲） 第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。 一 （略） 二 大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。 （新設） （新設）

ハ 当該大学等における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対して行う出資（二に該当するものを除く。）	(新設)
ニ 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助	(新設)
三〇七 (略)	三〇七 (略)

改 正 案	現 行
附 則 （デジタル基盤改革支援基金） 第九条の二 機構は、令和十三年三月三十一日までの間に限り、次の各号のいずれにも該当する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるためにデジタル基盤改革支援基金（以下この条及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。 一・二 （略） 2ゝ5 （略）	附 則 （デジタル基盤改革支援基金） 第九条の二 機構は、令和八年三月三十一日までの間に限り、次の各号のいずれにも該当する業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるためにデジタル基盤改革支援基金（以下この条及び次条において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。 一・二 （略） 2ゝ5 （略）

改 正 案	現 行
（介護機関の指定等） 第五十四条の二（略） 2（略） 3 第一項の規定により指定を受けた介護機関であつて別表第二の第二欄に掲げる指定又は許可を受けたもの（前項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。以下この項、次項及び第七項において「別表第二指定介護機関」という。）に係る第一項の指定は、当該別表第二指定介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。 4 別表第二指定介護機関に係る第一項の指定は、当該別表第二指定介護機関が別表第二の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。 5・6（略） 7 別表第二指定介護機関について、別表第二の第五欄に掲げる届出があったときは、当該届出に係る事由のうち第五項において準用する第五十条の二の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があったものとみなす。	（介護機関の指定等） 第五十四条の二（略） 2（略） 3 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。 4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。 5・6（略） （新設）

別表第二（第五十四条の二関係）

その事業 として居 宅介護を 行う者又 は特定福 祉用具販 売事業者	介護保険法第 四十一条第一 項本文の指定	同法第七十五 条第二項の規 定による指定 居宅サービ スの事業の廃止 があつたとき 、同法第七十 七条第一項若 しくは第一百 五条の三十五 第六項の規定 による同法第 四十一条第一 項本文の指定 の取消しがあ つたとき、又 は同法第七十 条の二第一項 の規定により 同法第四十一	同法第七十 七条第一項 又は第一百 五条の三十 五第六項の 規定による 同法第四十 一条第一項 本文の指定 の全部又は 一部の効力 の停止があ つたとき。	同法第七十 五条第一項 の規定によ る変更若し くは再開の 届出又は同 条第二項の 規定による 廃止若しく は休止の届 出
--	----------------------------	--	---	---

別表第二（第五十四条の二関係）

その事業 として居 宅介護を 行う者又 は特定福 祉用具販 売事業者	介護保険法第 四十一条第一 項本文の指定	同法第七十五 条第二項の規 定による指定 居宅サービ スの事業の廃止 があつたとき 、同法第七十 七条第一項若 しくは第一百 五条の三十五 第六項の規定 による同法第 四十一条第一 項本文の指定 の取消しがあ つたとき、又 は同法第七十 条の二第一項 の規定により 同法第四十一	同法第七十 七条第一項 又は第一百 五条の三十 五第六項の 規定による 同法第四十 一条第一項 本文の指定 の全部又は 一部の効力 の停止があ つたとき。	（新設）
--	----------------------------	--	---	------

介護保険法第七十一条第一項の規定により同法第四十条第一項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第一百五十条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条第二項	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第一百五十条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条第二項	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第一百五十条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条第二項	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第一百五十条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十条第二項
---	----------------------	---	---	---	---

若しくは第七 十一条第二項 の規定により 同法第四十一 条第一項本文 の指定の効力 が失われたと き。	介護保険法第 七十二条第一 項の規定によ り同法第四十 一条第一項本 文の指定があ つたものとみ なされた居宅 サービスに係 る同項本文の 指定
同法第七十五 条第二項の規 定による指定 居宅サービス の事業の廃止 があつたとき 、同法第七十 七条第一項若 しくは第一百 五条の三十五 第六項の規定 による同法第 四十一条第一 項本文の指定	同法第七十 七条第一項 又は第一百 五条の三十 五第六項の 規定による 同法第四十 一条第一項 本文の指定 の全部又は 一部の効力 の停止があ つたとき。
同法第七十 五条第一項 の規定によ る変更若し くは再開の 届出又は同 条第二項の 規定による 廃止若しく は休止の届 出	

介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（同法第八十二条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七	同法第七十八 条の五第二項 の規定による 指定地域密着 型サービスの 事業の廃止が あつたとき、 同法第七十八 条の十の規定 による同法第	の取消しがあ つたとき、又 は同法第七十 条の二第一項 若しくは第七 十二条第二項 の規定により 同法第四十一 条第一項本文 の指定の効力 が失われたと き。
同法第七十八 条の十の 規定による	同法第七十八 条の十の 規定による	
同法第七十八 条の十の 規定による	同法第七十八 条の十の 規定による	
同法第七十八 条の十の 規定による	同法第七十八 条の十の 規定による	

介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（同法第八十二条第二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第七	同法第七十八 条の五第二項 の規定による 指定地域密着 型サービスの 事業の廃止が あつたとき、 同法第七十八 条の十の規定 による同法第	の取消しがあ つたとき、又 は同法第七十 条の二第一項 若しくは第七 十二条第二項 の規定により 同法第四十一 条第一項本文 の指定の効力 が失われたと き。
同法第七十八 条の十の 規定による	同法第七十八 条の十の 規定による	
同法第七十八 条の十の 規定による	同法第七十八 条の十の 規定による	
同法第七十八 条の十の 規定による	同法第七十八 条の十の 規定による	

十八条の十五 第二項に規定 する指定期間 開始時有効指 定を除く。）	四十二条の二 第一項本文の 指定の取消し があつたとき 、又は同法第 七十八条の十 二において読 み替えて準用 する同法第七 十条の二第一 項の規定によ り同法第四十 二条の二第一 項本文の指定 の効力が失わ れたとき。	き。	の届出
介護保険法第 七十八条の十 二において読 み替えて準用 する同法第七 十一条第一項	同法第七十八 条の五第二項 の規定による 指定地域密着 型サービスの 事業の廃止が	同法第七十 八条の十の 規定による 同法第四十 二条の二第 一項本文の	同法第七十 八条の五第 一項の規定 による変更 若しくは再 開の届出又

十八条の十五 第二項に規定 する指定期間 開始時有効指 定を除く。）	四十二条の二 第一項本文の 指定の取消し があつたとき 、又は同法第 七十八条の十 二において読 み替えて準用 する同法第七 十条の二第一 項の規定によ り同法第四十 二条の二第一 項本文の指定 の効力が失わ れたとき。	き。	
介護保険法第 七十八条の十 二において読 み替えて準用 する同法第七 十一条第一項	同法第七十八 条の五第二項 の規定による 指定地域密着 型サービスの 事業の廃止が	同法第七十 八条の十の 規定による 同法第四十 二条の二第 一項本文の	(新設)

の規定により 同法第四十二 条の二第一項 本文の指定が あつたものと みなされた地 域密着型サー ビスに係る同 項本文の指定 (同法第八条 第二十二項に 規定する地域 密着型介護老 人福祉施設に 係る指定及び 同法第七十八 条の十五第二 項に規定する 指定期間開始 時有効指定を 除く。)	あつたとき、 同法第七十八 条の十の規定 による同法第 四十二條の二 第一項本文の 指定の取消し があつたとき 、又は同法第 七十八條の十 二において読 み替えて準用 する同法第七 十條の二第一 項若しくは第 七十一條第二 項の規定によ り同法第四十 二條の二第一 項本文の指定 の効力が失わ れたとき。	指定の全部 又は一部の 効力の停止 があつたと き。	は同法第二 項の規定に よる廃止若 しくは休止 の届出
---	---	---	--

の規定により 同法第四十二 条の二第一項 本文の指定が あつたものと みなされた地 域密着型サー ビスに係る同 項本文の指定 (同法第八条 第二十二項に 規定する地域 密着型介護老 人福祉施設に 係る指定及び 同法第七十八 条の十五第二 項に規定する 指定期間開始 時有効指定を 除く。)	あつたとき、 同法第七十八 条の十の規定 による同法第 四十二條の二 第一項本文の 指定の取消し があつたとき 、又は同法第 七十八條の十 二において読 み替えて準用 する同法第七 十條の二第一 項若しくは第 七十一條第二 項の規定によ り同法第四十 二條の二第一 項本文の指定 の効力が失わ れたとき。	指定の全部 又は一部の 効力の停止 があつたと き。	
---	---	---	--

介護保険法第 七十八条の十 二において読 み替えて準用 する同法第七 十二条第一項 の規定により 同法第四十二 条の二第一項 本文の指定が あつたものと みなされた地 域密着型サー ビスに係る同 項本文の指定 (同法第八条 第二十二項に 規定する地域 密着型介護老 人福祉施設に 係る指定及び 同法第七十八 条の十五第二 項の規定によ	同法第七十八 条の五第二項 の規定による 指定地域密着 型サービスの 事業の廃止が あつたとき、 同法第七十八 条の十の規定 による同法第 四十二条の二 き。	同法第七十 八条の十の 規定による 同法第四十 二条の二第 一項本文の 指定の全部 又は一部の 効力の停止 があつたと き。	同法第七十 八条の五第 一項の規定 による変更 若しくは再 開の届出又 は同条第二 項の規定に よる廃止若 しくは休止 の届出
--	--	--	---

介護保険法第 七十八条の十 二において読 み替えて準用 する同法第七 十二条第一項 の規定により 同法第四十二 条の二第一項 本文の指定が あつたものと みなされた地 域密着型サー ビスに係る同 項本文の指定 (同法第八条 第二十二項に 規定する地域 密着型介護老 人福祉施設に 係る指定及び 同法第七十八 条の十五第二 項の規定によ	同法第七十八 条の五第二項 の規定による 指定地域密着 型サービスの 事業の廃止が あつたとき、 同法第七十八 条の十の規定 による同法第 四十二条の二 き。	同法第七十 八条の十の 規定による 同法第四十 二条の二第 一項本文の 指定の全部 又は一部の 効力の停止 があつたと き。	
--	--	--	--

(新設)

項に規定する 指定期間開始 時有効指定を 除く。)	り同法第四十 二条の二第一 項本文の指定 の効力が失わ れたとき。	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の五第二 項の規定によ る指定地域密 着型サービス の事業の廃止 があつたとき 、同法第七十 八条の十七の 規定により読 み替えて適用 する同法第七 十八条の十の	介護保険法第 七十八条の十 三第一項の規 定により公募 により行う同 項に規定する 市町村長指定 区域・サービ ス事業所に係 る同法第四十 二条の二第一 項本文の指定
同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ
同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ
同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ

項に規定する 指定期間開始 時有効指定を 除く。)	り同法第四十 二条の二第一 項本文の指定 の効力が失わ れたとき。	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の五第二 項の規定によ る指定地域密 着型サービス の事業の廃止 があつたとき 、同法第七十 八条の十七の 規定により読 み替えて適用 する同法第七 十八条の十の	介護保険法第 七十八条の十 三第一項の規 定により公募 により行う同 項に規定する 市町村長指定 区域・サービ ス事業所に係 る同法第四十 二条の二第一 項本文の指定
同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ
同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ
同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ	同法第七十八 条の十七の規 定により読み 替えて適用す る同法第七十 八条の十七の 規定によ

(新設)

介護保険法第七十八條の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定	
同法第七十八條の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八	規定による同法第四十二條の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八條の十五第一項の規定により同法第四十二條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。
又は一部の指定の全部	同法第七十八條の十の規定による
又は一部の項の規定に	同法第七十八條の五第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同法第二

介護保険法第七十八條の十五第二項に規定する指定期間開始時有効指定	
同法第七十八條の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八	規定による同法第四十二條の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八條の十五第一項の規定により同法第四十二條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。
又は一部の指定の全部	同法第七十八條の十の規定による
又は一部の	(新設)

[illegible]

作成する者			
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第四十二条の二	同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二
指定	第一項本文の	第一項本文の	第二条の二第
の事業の廃止があつたとき、同法第八十条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。		十六條第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	
又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。		届出又は同法第二項の規定による廃止若しくは休止の届出	

作成する者			
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第四十二条の二	同法第七十八条の八の規定による同法第四十二条の二	同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二
指定	第一項本文の	第一項本文の	第二条の二第
の事業の廃止があつたとき、同法第八十条第一項の規定による同法第四十六条第一項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十九条の二第一項の規定により同法第四十六条第一項の指定の効力が失われたとき。		十六條第一項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	
		(新設)	

介護老人	
介護保険法第	
同法第九十一	指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第二項の規定により同法第四十二條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。
同法第九十	一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第八十	
介護老人	
介護保険法第	
同法第九十一	指定の辞退があつたとき、同法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十二において読み替えて準用する同法第七十条の二第二項の規定により同法第四十二條の二第一項本文の指定の効力が失われたとき。
同法第九十	一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
(新設)	

福祉施設		介護老人 保健施設
四十八条第一 項第一号の指 定		介護保険法第 九十四条第一
条の規定によ る同法第四十 八条第一項第 一号の指定の 辞退があつた とき、同法第 九十二条第一 項若しくは第 百十五条の三 十五第六項の 規定による同 号の指定の取 消しがあつた とき、又は同 法第八十六条 の二第一項の 規定により同 号の指定の効 力が失われた とき。		同法第九十九 条第二項の規
二条第一項 又は第百十 五条の三十 五第六項の 規定による	°	同法第百四 条第一項又
九条の規定 による変更 の届出		同法第九十 九条第一項

福祉施設		介護老人 保健施設
四十八条第一 項第一号の指 定		介護保険法第 九十四条第一
条の規定によ る同法第四十 八条第一項第 一号の指定の 辞退があつた とき、同法第 九十二条第一 項若しくは第 百十五条の三 十五第六項の 規定による同 号の指定の取 消しがあつた とき、又は同 法第八十六条 の二第一項の 規定により同 号の指定の効 力が失われた とき。		同法第九十九 条第二項の規
二条第一項 又は第百十 五条の三十 五第六項の 規定による	°	同法第百四 条第一項又
		(新設)

介護医療	
介護保険法第	項の許可
同法第百十三	定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。
同法第百十	は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第九十四条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第百十	の規定による変更若しくは再開の届出又は同法第二項の規定による廃止若しくは休止の届出

介護医療	
介護保険法第	項の許可
同法第百十三	定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条の二第一項の規定により同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。
同法第百十	は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第九十四条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
(新設)	

その事業	院
介護保険法第	百七条第一項 の許可
同法第百十五	条第二項の規定による介護療養院の廃止があつたとき、同法第百十四条の六第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第百七条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第百十	四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第百七条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第百十	三条第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出

その事業	院
介護保険法第	百七条第一項 の許可
同法第百十五	条第二項の規定による介護療養院の廃止があつたとき、同法第百十四条の六第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第百七条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
同法第百十	四条の六第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定による同法第百七条第一項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
(新設)	

介護保険法第百十五條の十一において読み替えて準用する同法第七十一條第一項の規定により同法第五十三條第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	法第五十三條第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五條の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五條の九第一項若しくは同法第百十五條の三十五第六項の規定による同法第五十三條第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	同法第百十五條の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五條の九第一項若しくは同法第百十五條の三十五第六項の規定による同法第五十三條第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
---	---------------------------	--	--

介護保険法第百十五條の十一において読み替えて準用する同法第七十一條第一項の規定により同法第五十三條第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	法第五十三條第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五條の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五條の九第一項若しくは同法第百十五條の三十五第六項の規定による同法第五十三條第一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	(新設)
---	---------------------------	--	------

	介護保険法第百十五條の十一において読み替えて準用する同法第七十二條第一項の規定により同法第五十三
、又は同法第百十五條の十一において読み替えて準用する同法第七十二條の二第一項若しくは第七十一條第二項の規定により同法第五十三條第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五條の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があったとき、同法第百十五條
	同法第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定による同法第五十三條第
	同法第百十五條の五第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同法第二項の規定に

	介護保険法第百十五條の十一において読み替えて準用する同法第七十二條第一項の規定により同法第五十三
、又は同法第百十五條の十一において読み替えて準用する同法第七十二條の二第一項若しくは第七十一條第二項の規定により同法第五十三條第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五條の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があったとき、同法第百十五條
	同法第百十五條の九第一項又は第百十五條の三十五第六項の規定による同法第五十三條第
(新設)	

条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	の九第一項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第五十条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	よる廃止若しくは休止の届出
---	--	-----------------------------	---------------

条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	の九第一項若しくは同法第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項若しくは第七十二条第二項の規定により同法第五十条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	一項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。	
---	--	-----------------------------	--

介護保険法第 五十四条の二 第一項本文の 指定	同法第百十五 条の十五第二 項の規定によ る指定地域密 着型介護予防 サービスの事 業の廃止があ つたとき、同 法第百十五条 の十九の規定 による同法第 五十四条の二 第一項本文の 指定の取消し があつたとき 、又は同法第 百十五条の二 十一において 準用する同法 第七十条の二 第一項の規定 により同法第	同法第百十 五条の十九 の規定によ る同法第五 十四条の二 第一項本文 の指定の全 部又は一部 の効力の停 止があつた とき。	同法第百十 五条の十五 第一項の規 定による変 更若しくは 再開の届出 又は同条第 二項の規定 による廃止 若しくは休 止の届出
----------------------------------	--	---	--

介護保険法第 五十四条の二 第一項本文の 指定	同法第百十五 条の十五第二 項の規定によ る指定地域密 着型介護予防 サービスの事 業の廃止があ つたとき、同 法第百十五条 の十九の規定 による同法第 五十四条の二 第一項本文の 指定の取消し があつたとき 、又は同法第 百十五条の二 十一において 準用する同法 第七十条の二 第一項の規定 により同法第	同法第百十 五条の十九 の規定によ る同法第五 十四条の二 第一項本文 の指定の全 部又は一部 の効力の停 止があつた とき。	(新設)
----------------------------------	--	---	------

	その事業として介護予防支援計画を作成する者
	介護保険法第五十八条第一項の指定
五十四条の二 第一項本文の 指定の効力が 失われたとき 。	同法第一百五 条の二十五第 二項の規定に よる指定介護 予防支援の事 業の廃止があ つたとき、同 法第一百五 条の二十九の規 定による同法 第五十八条第 一項の指定の 取消しがあつ たとき、又は 同法第一百五 条の三十一に おいて準用す
	同法第一百 五条の二十 九の規定に よる同法第 五十八條第 一項の指定 の全部又は 一部の効力 の停止があ つたとき。
	同法第一百 五条の二十 五第一項の 規定による 変更若しく は再開の届 出又は同条 第二項の規 定による廃 止若しくは 休止の届出
	その事業として介護予防支援計画を作成する者
	介護保険法第五十八条第一項の指定
五十四条の二 第一項本文の 指定の効力が 失われたとき 。	同法第一百五 条の二十五第 二項の規定に よる指定介護 予防支援の事 業の廃止があ つたとき、同 法第一百五 条の二十九の規 定による同法 第五十八条第 一項の指定の 取消しがあつ たとき、又は 同法第一百五 条の三十一に おいて準用す
	同法第一百 五条の二十 九の規定に よる同法第 五十八條第 一項の指定 の全部又は 一部の効力 の停止があ つたとき。
(新設)	

	介護予防 ・日常生活 支援事 業者	
	介護保険法第 百十五條の四 十五の三第一 項の指定	
る同法第七十 條の二第一項 の規定により 同法第五十八 條第一項の指 定の効力が失 われたとき。	同法第百十五 條の四十五の 九の規定によ る同法第百十 五條の四十五 の三第一項の 指定の取消し があつたとき 、又は同法第 百十五條の四 十五の六第一 項の規定によ り同法第百十 五條の四十五 の三第一項の	同法第百十 五條の四十 五の九の規 定による同 法第百十五 條の四十五 の三第一項 の指定の全 部又は一部 の効力の停 止があつた とき。

	介護予防 ・日常生活 支援事 業者	
	介護保険法第 百十五條の四 十五の三第一 項の指定	
る同法第七十 條の二第一項 の規定により 同法第五十八 條第一項の指 定の効力が失 われたとき。	同法第百十五 條の四十五の 九の規定によ る同法第百十 五條の四十五 の三第一項の 指定の取消し があつたとき 、又は同法第 百十五條の四 十五の六第一 項の規定によ り同法第百十 五條の四十五 の三第一項の	同法第百十 五條の四十 五の九の規 定による同 法第百十五 條の四十五 の三第一項 の指定の全 部又は一部 の効力の停 止があつた とき。
		(新設)

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 （略） 2～8 （略） 9 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条第一項に規定する国立大学法人</u>、同条第三項に規定する大学共同利用機関法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）<u>第六十八条第一項に規定する公立大学法人</u>（以下この項及び第二十一条において「国立大学法人等」という。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。 10～37 （略）	（定義） 第二条 （略） 2～8 （略） 9 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）<u>第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。</u>第二十一条において同じ。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。 10～37 （略）

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第八条関係）
 ※ 「現行」は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第三百五十四条による改正後のもの

改 正 案	現 行
（確認審査等に関する指針等） 第十八条の三 国土交通大臣は、第六条第四項並びに第十八条第三項及び第四項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査、第六条の三第一項及び第十八条第五項に規定する構造計算適合性判定、第七条第四項、第七条の二第一項並びに第十八条第二十一項及び第二十三項（これらの規定を第八十七条の四並びに第十八条第八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査並びに第七条の三第四項、第七条の四第一項並びに第十八条第二十九項及び第三十二項（これらの規定を第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び第七十七条の六十三第二項第三号において「確認審査等」という。）の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。 2・3 （略）	（確認審査等に関する指針等） 第十八条の三 国土交通大臣は、第六条第四項並びに第十八条第三項及び第四項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査、第六条の三第一項及び第十八条第五項に規定する構造計算適合性判定、第七条第四項、第七条の二第一項並びに第十八条第二十一項及び第二十三項（これらの規定を第八十七条の四並びに第十八条第八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査並びに第七条の三第四項、第七条の四第一項並びに第十八条第二十九項及び第三十二項（これらの規定を第八十七条の四及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び第七十七条の六十二第二項第三号において「確認審査等」という。）の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。 2・3 （略）

(欠格条項)

第七十七条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 五 (略)

六 第七十七条の六十三第二項(第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 十一 (略)

(欠格条項)

第七十七条の三十五の三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 五 (略)

六 第七十七条の六十三第二項(第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 十一 (略)

(欠格条項)

第七十七条の五十九 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の

(欠格条項)

第七十七条の十九 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 五 (略)

六 第七十七条の六十二第二項(第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 十一 (略)

(欠格条項)

第七十七条の三十五の三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 五 (略)

六 第七十七条の六十二第二項(第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)の規定により第七十七条の五十八第一項又は第七十七条の六十六第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 十一 (略)

(欠格条項)

第七十七条の五十九 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の

登録を受けることができない。

一・二 (略)

三 第七十七条の六十三第一項第四号又は第二項第三号から第五号までの規定により前条第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の六十三第二項第三号から第五号までの規定により確認検査の業務を行うことを禁止され、その禁止の期間中に同条第一項第一号の規定により前条第一項の登録を消除され、まだその期間が経過しない者

五・六 (略)

第七十七条の六十 (略)

(変更の登録)

第七十七条の六十一 第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者（次条及び第七十七条の六十三第二項において「建築基準適合判定資格者」という。）は、当該登録を受けている事項で国土交通省令で定めるものに変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、変更の登録を申請しなければならない。

第七十七条の六十二 (略)

第七十七条の六十三 (略)

登録を受けることができない。

一・二 (略)

三 第七十七条の六十二第一項第四号又は第二項第三号から第五号までの規定により前条第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七条の六十二第二項第三号から第五号までの規定により確認検査の業務を行うことを禁止され、その禁止の期間中に同条第一項第一号の規定により前条第一項の登録を消除され、まだその期間が経過しない者

五・六 (略)

第七十七条の五十九の二 (略)

(変更の登録)

第七十七条の六十 第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者（次条及び第七十七条の六十二第二項において「建築基準適合判定資格者」という。）は、当該登録を受けている事項で国土交通省令で定めるものに変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、変更の登録を申請しなければならない。

第七十七条の六十一 (略)

第七十七条の六十二 (略)

(削る)

第七十七条の六十六 (略)

2 第七十七条の五十八第二項、第七十七条の五十九、第七十七条の六十、第七十七条の六十三第一項及び第三項（同条第一項に係る部分に限る。）並びに前二条の規定は前項の登録に、第七十七条の六十一、第七十七条の六十二並びに第七十七条の六十三第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は前項の登録を受けている者について準用する。この場合において、第七十七条の五十九第四号、第七十七条の六十、第七十七条の六十二第三号及び第七十七条の六十三第二項第五号中「確認検査」とあるのは「構造計算適合性判定」と、同条第一項第五号中「第五条第九項又は第五条の二第二項」とあるのは「第五条の四第五項において準用する第五条第九項又は第五条の五第二項において準用する第五条の二第二項」と、同条第二項中「定めて確認検査」とあるのは「定めて構造計算適合性判定」と、同項第四号中「第七十七条の二十七

(都道府県知事の經由)

第七十七条の六十三 第七十七条の五十八第一項の登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納その他の同項の登録に関する国土交通大臣への書類の提出は、住所地又は勤務地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 登録証の交付及び再交付その他の第七十七条の五十八第一項の登録に関する国土交通大臣の書類の交付は、住所地又は勤務地の都道府県知事を経由して行うものとする。

第七十七条の六十六 (略)

2 第七十七条の五十八第二項、第七十七条の五十九、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十二第一項及び第三項（同条第一項に係る部分に限る。）並びに第七十七条の六十三から前条までの規定は前項の登録に、第七十七条の六十、第七十七条の六十一並びに第七十七条の六十二第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は前項の登録を受けている者について準用する。この場合において、第七十七条の五十九第四号、第七十七条の五十九の二、第七十七条の六十一第三号及び第七十七条の六十二第二項第五号中「確認検査」とあるのは「構造計算適合性判定」と、同条第一項第五号中「第五条第九項又は第五条の二第二項」とあるのは「第五条の四第五項において準用する第五条第九項又は第五条の五第二項において準用する第五条の二第二項」と、同条第二項中「定めて確認検査」とあるのは「定めて構造計算適合性判定」と

第一項」とあるのは「第七十七条の三十五の十二第一項」と、「確認検査業務規程」とあるのは「構造計算適合性判定業務規程」と、前条中「者（市町村又は都道府県の職員である者を除く。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

（事務の区分）

第九十七条の五 第十五条第四項及び第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第十五条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 （略）

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 十三 （略）

十四 第七十七条の六十三第二項（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による禁止に違反して、確認検査又は構造計算適合性判定の業務を行つた者

十五・十六 （略）

2 （略）

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処

、同項第四号中「第七十七条の二十七第一項」とあるのは「第七十七条の三十五の十二第一項」と、「確認検査業務規程」とあるのは「構造計算適合性判定業務規程」と、前条中「者（市町村又は都道府県の職員である者を除く。）」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

（事務の区分）

第九十七条の五 第十五条第四項、第十六条及び第七十七条の六十三の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第十五条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 （略）

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 十三 （略）

十四 第七十七条の六十二第二項（第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による禁止に違反して、確認検査又は構造計算適合性判定の業務を行つた者

十五・十六 （略）

2 （略）

第百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処

する。 一 (略) 二 第六十八條の十六若しくは第六十八條の十七第一項（これらの規定を第八十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第七十七條の六十二（第三号を除き、第七十七條の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 (略) 2 (略)	する。 一 (略) 二 第六十八條の十六若しくは第六十八條の十七第一項（これらの規定を第八十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第七十七條の六十一（第三号を除き、第七十七條の六十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 (略) 2 (略)
--	--